

国名	デンマーク
公的年金の体系	<p>3階部分 個人年金</p> <p>2階部分 労働市場年金(職域年金)</p> <p>1階部分 労働市場付加年金(ATP)</p> <p>国民年金</p> <p>被用者 自営業者</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	国民年金：◎全国民（一般税によるユニバーサル制度） 労働市場付加年金（ATP）： ◎被用者（週9時間以上勤務。公務員を含む）、失業保険などの手当受給者、 △自営業者
保険料率	国民年金：一般税により賄われる。 ATP：勤務時間により、3段階の保険料。2009年現在、フルタイム（月117時間以上）で月3,240DKK（約5.3万円）。このうち1/3を被用者、2/3を雇用主が負担する。
支給開始年齢	65歳。（2024年から27年にかけて段階的に67歳に引き上げ。その後は平均余命の伸びに連動して支給開始年齢を引き上げる）
基本受給額	国民年金（2009年） 基礎給付（満額）：63,408DKK（約103万円） 加算給付（満額）：63,468DKK（約103.5万円）（単身者） ATP：拠出額と運用収入による。現在は最大で約2.3万DKK（約37.5万円）の年金額で基礎給付の36%程度の水準。
給付の構造	国民年金は、居住年数による定額給付。40年居住で満額給付。所得制限付きで、加算給付は年間の「国民年金以外の総収入」が一定額（単身者59,100DKK、約96万円）を超えると超過分の30%を減額、基礎給付は「本人の稼働所得」が267,800DKK（約436万円）を超えると超過分の30%を減額。 ATPは拠出額と運用収入（合同運用）によって年金額が決まる拠出建て年金。
所得再分配	国民年金は一般税による定額給付。
公的年金の財政方式	国民年金は賦課方式。ATPは積立方式（拠出建て）
国庫負担	国民年金は100%税で賄われる。ATPには国からの資金はなし。
年金制度における最低保障	ユニバーサル制度であるため、最低保障はなし。
無年金者への措置	ユニバーサル制度であるため、基本的には無年金者は想定されない。
公的年金と私的年金	個別企業による設立もあるが、多くの場合、労使による労働協約で定められた制度（労働市場年金）が設けられている。その協約でカバーされる被用者は強制加入。カバー率はフルタイム被用者の90%にのぼる。
国民への個人年金情報の提供	-

デンマークの年金制度

富永洋子（野村総合研究所 契約コンサルタント）

1. 制度の特色

デンマークは人口553万人の国である。年金制度は3階建ての構成となっている。

1階部分には通常、公的年金である国民年金と、被用者を中心に強制適用される労働市場付加年金(ATP)が含まれる。国民年金は、居住年数を満たせば全ての国民に定額の年金が支給されるユニバーサルな年金で、財源は全て税金である。条件を満たせば外国人にも支給される。ATPは、基本的に被用者と雇用主からの拠出金で賄われる積立型の年金制度である。強制適用され、拠出額は所得ではなく勤務時間によって決まることから1階部分とされることが多い。

2階部分は、労働市場年金などと呼ばれる職域年金である。民間の場合、個別の企業年金も存在するが、産業別などの企業団体と労働組合が締結する労働協約で年金についても決定されることが多い。その協約のもとで働く被用者にはすべて同じ制度が適用される。

3階部分は個人年金である。公的年金が定額であるため、所得がある程度以上の層にとって従前所得の一定比率を維持する役割は職域年金や個人年金が果たしている。

2. 沿革

デンマークの公的年金制度創設は1891年に遡ると言われる。ドイツで社会保険方式による年金制度が導入された2年後である。明示的に「年金」と位置づけられていたわけではないようだが、60歳以上の困窮している高齢者を対象に、税を財源として現金給付を行い、給付を受けても選挙権などの市民権を制限されることがなくなったことから、この年が年金制度の始まりとされている。デンマークでは当初から、ドイツのような被用者を対象とした社会保険方式の制度ではなく、国民全体を対象とした税による制度が採用された。1922年には、受給資格や給付水準の決定に、明確なルールが設けられている。

1956年、これまでの制度に替えて国民年金制度が

設けられ、67歳以上のすべての人に年金を受け取る資格が与えられた。1964年には、国民年金の給付水準が引上げられ、全ての国民に定額の年金が支給されることになった(完全実施は1970年)。また、所得制限付きの加算給付も設けられた(加算給付は少額だったが、大多数の人が受給できた)。さらに、被用者を対象とするATPが同じ年に創設された。この時点で1階部分については、現在の制度の原型が完成したと言える。

1998年には所得の1%を強制的に拠出させ将来有期年金を給付する個人口座型の特別積立年金(SP)の制度が設けられた。2004年からは個人消費促進のため拠出が停止されていたが、今回の金融危機により2009年に口座からの引き出しが認められ、2010年4月末で制度は廃止されることになった。

国民年金の支給開始年齢は創設以来67歳とされていたが、1999年の法改正で65歳に引き下げられた(2004年から実施)。しかし、今後の高齢化の進行に備え、2006年の与野党合意による法改正で、2024~27年にかけて国民年金の支給開始年齢は再び67歳に上げられることになった。また2030年から支給開始年齢を平均余命に連動させる仕組みも導入される。これは2010年以降の高齢化率上昇に向け、国家財政を安定化させるとともに、逼迫が見込まれる労働力の確保を狙ったものである。

3. 制度体系の概要

デンマーク年金制度の1階部分を構成するのは、国民年金とATPである。現在、まだ職域年金制度の歴史が浅いこともあり、約6割の年金受給者にとって国民年金とATPが所得のすべてであると言われる。

このうち純粋に公的年金といえるのが国民年金である。受給資格は、デンマーク国籍で、15歳から65歳までの間に少なくとも3年間デンマークに居住していること(「居住」には海外赴任や海外留学も含まれる)だが、外国籍の人にも定住年数など特定の要件を満たせば支給される。支給開始年齢は65歳で、40年間居住で満額を受け取ることができる。

一方、ATPは、政府から独立した法定機関であるATPによって運営される積立型の拠出建て制度である。16歳から64歳まで週9時間以上働く被用

者に強制適用される。適用される被用者とその雇用主はATPに拠出金を支払わなければならない（被用者1/3、雇用主2/3）。拠出は所得ではなく勤務時間に応じた金額となっている。失業手当や疾病手当などの給付を受けている人も加入義務がある。自営業者は任意加入である。積み立てられた拠出金をATPがまとめて運用し、65歳から拠出額に応じた年金額を終身年金として給付する仕組みであり、米国401(k)プランのような自分で運用指図する個人口座型のプランではない。

このように、デンマークの1階部分には所得比例の要素はない。結果的に低所得者には手厚い制度となっているが、ある程度所得の高い人にとっては従前所得代替率が低くなる。

4. 給付算定方式、スライド方式

国民年金は、15歳から65歳までの居住年数で年金額が決まり、満額受給のためには40年間居住していることが必要である。それに満たない場合は年数に応じて按分される。国民年金には基礎給付と加算給付があり、2009年の年間基礎給付額は約6.3万デンマーククローネ（DKK）（約103万円）、単身者の加算給付は基礎給付をやや上回る6.35万DKK（約103万円）である。夫婦の場合は一人当たりの加算給付が約半分になる。

国民年金は所得に応じて減額される仕組みとなっている。加算給付は、「国民年金以外の総収入」が一定額（単身者の場合59,100DKK、約96万円）を超えると、超過分の30%が減額される。つまりATPや職域年金、個人年金からの給付が多くなると減額されるわけである。さらに、受給者本人の「稼働所得」が一定額（267,800DKK、約436万円）を超えると基礎給付も超過分の30%が減額される。したがって稼働所得が約780万円を超えると国民年金は支給されないことになる。

国民年金は被用者賃金の伸びによって毎年改定される。ただし、賃金上昇率が2.0%を超えると改定率が抑制される。抑制幅は最大0.3%となっている。抑制した分はプールされ、低所得者層への年金以外の手当の改善等に当てられる。

ATPは、退職時（通常65歳）までに積み立てられた拠出総額と運用収入の合計額をもとに、退職時

点での平均余命から年金額が算出される。支給方法は基本的に終身年金だが、年金額が非常に少ない（年額2万円程度）場合は、一時金で支給される。フルタイムでATP創設時から働いていた人が現在65歳で退職すると、約2.3万DKK（約37.5万円）の年金を受けられる。これは国民年金基礎給付の36%程度で、ATPは補足的な給付と位置づけられる。

5. 負担、財源

国民年金はすべて税で賄われている。

ATPは、加入者と雇用主による拠出（被用者1/3、雇用主2/3）で全面的に賄われ、国からの補助はない。2010年からは65歳以上でATP年金を受け取っていても、雇用されていれば拠出義務が生じている。拠出額は勤務時間に応じ3段階になっている。月給ベースの被用者の場合、月117時間以上だとフル拠出で3,240DKK/月（約5.3万円）となり、これを被用者と雇用主で1：2の割合で負担する。78時間以上117時間未満だとフルの2/3、39時間以上78時間未満だとフルの1/3、39時間未満は拠出なしである。月給か週給かで拠出額は若干異なる。また、民間セクターか公的セクターかでも違ってくる。拠出額は平均賃金の1%程度となるように労働協約で改訂されることになっている。

ATPや、民間の年金ファンド・生命保険会社の年金商品の運用益には15%の課税が行われる。なお、デンマークでは公的・私的にかかわらず、給付された年金は一般の課税所得となる（一時金給付は40%課税）。また、ATPや私的年金への拠出金は所得控除される。

6. 財政方式、積立金の管理運用

国民年金は税を財源とする賦課方式である。

ATP年金は積立方式で、拠出金と運用収益により年金を給付する拠出建ての制度である。積立金の運用は運営機関であるATPがまとめて行っている。毎年保証利率が設定され、運用リターンが高ければボーナス配当が行われる仕組みである。

ATPの投資資産は2009年末で約4,200億DKK（約6.8兆円）である。ATPは、株式市場の動向にポートフォリオのリターンが大きく左右されないよう、頑健なリスク管理のもと先進的な運用を行っている

ことで知られる。運用コストも極めて低い。

7. 制度の企画・運営体制

国民年金制度の管轄は社会省 (Ministry of Social Affairs) であるが、事務管理は各コムーネ (市) によって行われる。

ATPについては、前述の通り、給付事務から運用まで、全て独立の法定機関であるATPが行っている (SPの運営管理もATPが行っていた)。

8. 最近の論議や検討の動向・課題

1) 高齢化の進行と早期退職の浸透

デンマークで65歳以上の方が全人口に占める比率は、1990年と2008年を比較しても、どちらも15.5%程度で、安定的に推移してきた。しかし人口動態予測によると2020年には20.5%、2030年には24%と、今後急激に高齢化が進行すると見られている。国民年金をはじめ、医療や教育なども税金で賄っているデンマークでは、働いて税金を払ってくれる現役世代の減少は、国家財政の健全性や社会保障制度の維持という点で重大な問題となる。

デンマークは労働参加率が男女とも極めて高く全体で80%近くに達しており、そのため参加率を引上げて労働力の増強を図ることはなかなか困難であるとみられる。ただ、公的年金受給年齢前の60~64歳になると就労率が大きく下がっており、これまでも問題視されてきた。この背景には手厚い早期退職手当制度の存在がある。

早期退職手当は失業保険に基づく制度で、保険料を支払っていた人は60歳から国民年金の受給開始まで手当を受け取ることができる (制度には国から多くの補助金が出ている)。従前所得によっては国民年金より高い額を受け取ることもでき、62歳で4割弱、63~64歳では半数が早期退職年金を利用して退職している。早期退職年金の受給者を減らし、なるべく長く働き続けてもらうことは、財政面からも労働力供給の面からも大きな意味がある。

2) 2006年の改革—支給開始年齢の引き上げ

上述した高齢化の問題に対処するため、2006年6月、政府与党と野党は年金制度等の改正を行うことで合意に達した (The Welfare Agreement)。その大きな柱は国民年金と早期退職手当の支給開始年齢

の引き上げである。

国民年金の支給開始年齢は2024年から2027年にかけて、現在の65歳から段階的に67歳に引き上げられる。早期退職手当も2019年から2022年にかけて2歳引き上げられ62歳からの受給開始となる (受給期間は最大5年間で変わらず)。

さらに、この後は支給開始年齢が平均余命の伸びに連動して引き上げられることも定められた。支給開始年齢を変更するかどうかは5年ごとに議会によって決められる。国民年金の場合、具体的には、支給開始年齢を「60歳+前年2年間の死亡率をベースにした60歳の平均余命+バッファとして0.6年」—「国民年金の想定受給期間14.5年」として、0.5歳きざみで算出される (余命が伸びなければ、年齢を据え置き)。14.5年というのは、60歳の人の平均余命が2004-05年と同じであった場合の年金受給期間であり、将来にわたって受給期間をこの14.5年に固定しようとするものである。早期退職手当ではこれより5歳下の年齢が支給開始年齢となる。

最初の支給開始年齢変更の決定は2015年に行われることになっている。国民年金では予告期間が15年 (早期退職は10年) となっているため、ここで引き上げが決定されると実施は2030年から (早期退職は2025年から) になる。

今回の改革は、人々に長く働き続けてもらうと同時に、高齢化による年金給付総額の増加を抑えることを目指している。また、こうした公的年金制度の改革とは別に、職域年金や個人年金など積立型年金が成長することで、①運用益からの課税収入の増加や、②積立型年金からの給付が増えることによる国民年金 (加算給付) の給付減額対象者の増加が見込まれ、これにより全体として高齢化が財政に与える影響を緩和できるのではないかと見られている。

9. 職域年金

デンマークにおける職域年金は、個別企業によって運営される基金もあるが、労働協約により産業別等で運営されるものがほとんどである。協約の範囲内にある被用者は強制加入となるため、カバー率は非常に高く、フルタイム従業員の90%が加入している。制度は積立型の拠出建で制度で、保険会社に運営が委託されている場合が多い。合同運用され、退

職時の積立額により年金額が決定される。

拠出は通常、ATPと同様に、雇用主が2/3、加入者が1/3を支払う。2009年時点では拠出率が12%というのが典型的だが、これは各々の職域年金によって異なる。

職域年金は、古くに設立されたものもあるが、特に民間では多くが1990年代初めに設立されており、比較的若い制度である。拠出率も設立当初は1%程

度だったが、段々と引上げられて10%以上にまで達した。公的年金が定額であるデンマークでは、所得比例部分を担うのは職域年金（および個人年金）であり、今後制度が成熟するにつれ、特に中所得者以上にとって、職域年金は退職後所得の大きな部分を占めるようになると予想されている。

（1デンマーククローネ=16.3円で換算）